

介護保険負担限度額認定申請及び同意書

令和 年 月 日

(あて先) 上関町長

関係書類を添えて、食費・居住費に係る負担限度額認定の申請をします。
 介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者、又は銀行、信託会社その他の機関（以下「銀行等」という。）に、私及び私の配偶者（別世帯の者、事実婚を含む。以下に同じ。）の課税状況及び保有する預貯金並びに有価証券等の残高について、報告を求めることに同意します。また、貴町長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私及び私の配偶者が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。

フリガナ				個人番号						
被保険者氏名 (申請者)				被保険者番号						
生年月日	大正	・	昭和	年	月	日	性別	男	・	女
住 所	〒 _____ 電話番号 _____									
介護保険施設等の所在地及び名称(※)	〒 _____ 電話番号 _____									
入所(院)年月日(※)	年	月	日	※介護保険施設に入所(院)していない場合及びショートステイを利用している場合は、記入不要です。						

配偶者の有無	有	・	無	「無」の場合は、以下の配偶者に関する事項については記載不要です。									
配偶者に関する事項	フリガナ				生 年 月 日	市町村民税課税状況							
	氏 名				大正	・	昭和	年 月 日	課税			・	非課税
	住 所	〒 _____ 電話番号 _____											
	本年1月1日現在の住所(*)	〒 _____ *上記現住所と同じ場合は記載不要です。											

被保険者本人が記入する場合は、下記について記載は不要です。

	〒								
代筆者	住 所	_____ (本人との関係: _____)							
	氏 名	_____ 電話番号 _____							

裏面の収入や預貯金等に関する申告についても記入してください。

【上関町処理欄】

認 定 内 容	認 定 ・ 却 下			
	利用者負担段階 ()			
世帯の課税状況 (非・課)	老齢福祉年金の受給 (有・無)	生活保護の受給 (有・無)	入 力	照 会
有効期間			通知書発送日	

介護保険負担限度額認定申請書

(収入や預貯金等に関する申告)

注意事項

- (1) 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数所有している場合は、そのすべてを記入してください。
- (2) 配偶者の方の分についても記入してください。※配偶者には、世帯が異なる配偶者や事実婚の場合も含まれます。
- (3) 金融機関名、口座番号、口座名義、申請日直近から3か月間の記帳内容を確認します。
- (4) 内訳を書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入のうえ添付してください。
- (5) 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合は、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

収入等に関する申告 (負担限度額申請事由)	<input type="checkbox"/> 1 (1) 市町村民税世帯非課税者であって、老齢福祉年金受給者 <input type="checkbox"/> 1 (2) 生活保護受給者 <input type="checkbox"/> 2 市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が80万円以下 <input type="checkbox"/> 3 市町村民税世帯非課税者であって、1および2に該当しない ※受給している非課税年金があれば、種類に”○”をつけてください。 【種類】 (障害年金・遺族年金)
--------------------------	--

以下内訳のとおり、預貯金等の資産の合計が一定額以下です (利用者段階により異なります。)

○本人の資産

	区 分	金額
資産の内訳	預貯金	円
	有価証券	円
	金銀・投資信託・現金など	円
	(A) 資産の合計額	円
	※添付書類：預貯金口座の通帳の写し、残高証明等	
負債の内訳	区 分	金額
	借入金	円
	住宅ローン	円
	その他	円
	(B) 負債の合計額	円
※添付書類：借用証書等		
合計額(A-B)		円

○配偶者の資産

	区 分	金額
資産の内訳	預貯金	円
	有価証券	円
	金銀・投資信託・現金など	円
	(A) 資産の合計額	円
	※添付書類：預貯金口座の通帳の写し、残高証明等	
負債の内訳	区 分	金額
	借入金	円
	住宅ローン	円
	その他	円
	(B) 負債の合計額	円
※添付書類：借用証書等		
合計額(A-B)		円